

入札・契約制度の改正について

1 市内業者の受注機会の確保及び育成について

令和7年4月1日以降に公告する案件から地域に貢献する企業を適切に評価するとともに、地域の担い手となる建設業者の経営の安定化及び地域経済を活性化させるため物価上昇分を反映し、下記のとおり市内業者の受注機会を確保します。

記

	市内業者限定対象工事			
	業種区分			
	土木一式工事 水道施設工事 電気工事 管工事	建築一式工事 造園（公共土木施設 管理等業務）	舗装工事	その他の工事
改正前	～5,000 万円未満	～3,000 万円未満	～2,000 万円未満	～1,000 万円未満
改正後	～7,500 万円未満	～4,500 万円未満	～4,500 万円未満	～1,500 万円未満

※上記は標準案であり、工事内容、発注時期等により変更する場合があります。

※土木一式工事及び建築一式工事で予定価格が 7,500 万円以上の場合は、入札参加資格要件の施工実績を緩和し、受注機会を拡大します。

2 電子保証の導入について

令和7年3月1日以降に契約を締結する工事、建設コンサルタント業務等における契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、電子保証（電磁的記録により発行された保証証書による確認）を導入します（従前どおり、紙の保証証書の提出も可能です。）。

<電子保証の流れ>

- ① 保証の申込み（受注者から保証事業会社へ）
- ② 保証契約の締結（受注者と保証事業会社）
- ③ 保証証書（電子）の送信（保証事業会社から電子証書等閲覧サービスへ）
- ④ 認証キーの取得（保証事業会社から受注者へ）
- ⑤ 認証キーの送信（受注者から発注者へ）
- ⑥ 保証証書（電子）の確認（発注者から電子証書等閲覧サービスへ）

<対象>

① 保証事業会社が行う契約保証に係る保証証書

② 保証事業会社が行う前払金保証に係る保証証書

※今回の電子化の対象は、保証事業会社が発行する保証証書です。PDF化により発行された保険証券等を電子メールにより提出する方法は対象外です。

<その他>

- ・電子証書の申込み等については、保証事業会社にお問い合わせください。
- ・上記⑤認証キーの送信について、契約保証の認証キーは行政課へ、前払金保証の認証キーは工事担当課へメールで送信してください（前払金請求書についても認証キーの送付に併せて工事担当課へメールで送信してください。）。